

日進市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和4年12月27日

要綱第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をし、又はすることを約束している二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある二人が、お互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。
- (3) 申告 市に転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「連携協定締結地方公共団体」という。)において、第4条第1項の規定による宣誓に類する行為をし、第6条に規定する宣誓書受領書等の交付を受けた2人が、市長に対し、当該事実及びパートナーシップであることを申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宣誓日又は申告日において成年であること。
- (2) 宣誓又は申告をしようとする者(以下「宣誓者等」という。)同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻が禁止された関係(パートナーシップの関係にある者が、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。
- (3) 宣誓者等のうち双方又は一方が、市内に住所を有し、又は宣誓日から1月以内に市内への転入を予定していること。
- (4) 宣誓者等同士が婚姻(日本法により効力を認められる婚姻に限る。)をしていないこと。
- (5) 宣誓者等のいずれもが宣誓又は申告をしようとする相手以外の者と婚姻(事実上の婚姻関係を含む。)をしておらず、かつ、パートナーシップの関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、自署したパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓事項確認書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市内に住所を有している者について、第1号に掲げる書類の提出は、不要とする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
 - (2) 戸籍抄本(宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、宣誓者が外国籍である者にあつては、外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
 - (3) 次条の規定により通称名を記載する者にあつては、当該通称名を証する書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓者の双方又は一方が自署することができないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、これを代筆させることができる。
- 3 宣誓者は、第1項の規定により宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。
- (1) 運転免許証
 - (2) 個人番号カード(マイナンバーカード)(表面のみ)
 - (3) 旅券(パスポート)
 - (4) 在留カード
 - (5) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、宣誓者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式の2。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市内に住所を有している者について、第2号に掲げる書類の提出は、不要とする。

- (1) 転入前に連携協定締結地方公共団体から交付を受けた書類であつて、第6条の規定により交付される書類に類するもの
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

2 前条第2項及び第3項並びに次条の規定は、申告について準用する。

(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書に通称名を記載することができる。

(宣誓書受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により宣誓書又は申告書を提出した者が第3条各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(第3号様式)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(第4号様式)(以下「宣誓書受領証等」という。)を交付するものとする。ただし、宣誓者の双方又は一方が本市に転入を予定している者である場合にあっては、宣誓者の一人が市内に転入後、それを証する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出し、及び必要に応じ本人を確認することができる書類を確認したときに宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することによりその再交付を受けることができる。

- (1) 宣誓書受領証等(紛失の場合を除く。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(宣誓書受領証等の変更)

第8条 受領者は、宣誓書受領証等の内容に変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(第6号様式。以下「変更届出書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 当該変更を証する書類
- (2) 宣誓書受領証等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、変更届出書の提出があったときは、当該変更内容を反映した宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(第7号様式)に宣誓書受領証等及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。
- (2) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき(受領者が連携協定締結地方公共団体へ転出し、当該連携協定締結地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓書受領書等を返還させることを決定し、パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書(第8号様式)によ

り受領者に通知する。

- (1) 第3条から第5条までに規定する要件等の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (2) 第3条各号の規定に該当していないことが判明したとき。
 - (3) 受領者が宣誓書受領証等を不正に利用し、又は変造したことが判明したとき。
 - (4) 前条第1項の規定による返還の際、受領者双方の宣誓書受領証等がそろって返還されないとき。
- 3 受領者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに宣誓書受領証等を市長に返還しなければならない。
- 4 前項の規定による返還がなかったときは、受領者に交付した宣誓書受領証等の番号を、市ホームページにて公開するものとする。
(無効となる宣誓)
- 5 市長は、受領者が連携協定締結地方公共団体へ転出し、当該連携協定締結地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出た場合は、宣誓書受領証等が返還されたものとみなす。

第10条 前条第2項各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、同項第4号に該当する場合は、当該各号の規定に反する事由が生じたときから将来に向かってのみ効力を失う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。